

日 本 協 会 第 7 号
令 和 2 年 1 月 31 日

会 員 各 位

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
会 長 山 本 富 造

体調改善機器認定事業の名称変更について

日ごろから当協会事業につきましては、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、昨年度から家庭向け健康機器等の安全性や機能の妥当性を審査し、一定の水準に達している機器等を体調改善機器として認定する事業（体調改善機器認定事業）を実施して参りました。

昨年 12 月、厚生労働省及び都道府県（行政機関）から、本事業は家庭向けの健康機器・美容機器等を認定の範囲とされているので、事業内容がわかりやすい「健康増進機器」という名称に変更してはどうかのご意見を受け、本年 1 月の当協会理事会に諮り、名称を「健康増進機器認定事業」に変更することといたしました。

本事業は、これまで 44 製品（認定製品：14 製品、モデル追加：30 製品）を認定してきましたが、本年 4 月の募集からは「健康増進機器認定事業」に名称を変更して実施して参ります。

当協会は、多くの健康増進機器を認定し、わが国の健康寿命の延伸に貢献できればと考えていますので、会員の皆様の一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。